第 3438 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年 1月 22日 火曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区備後町2－4－6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 証券税制の改正

Q：今年度は、証券税制が改正されるそうですが、どのようになるのですか？

A：上場株式等の譲渡所得にかかる軽減税率の廃止、配当所得にかかる軽減税率の廃止、譲渡所得と配当所得の損益通算の新設などがあります。

【解説】

今年度の税制改正における証券税制の改正には、次のようなものがあります。

① 上場株式等の譲渡所得にかかる軽減税率の廃止
現行の税率10%(うち住民税3%)の軽減税率は、平成20年までとなり、平成21年からは、20%(うち住民税5%)となる(ただし、平成22年までの500万円以下の譲渡所得については10%とされる)

② 配当所得にかかる軽減税率の廃止
現行の税率10%(うち住民税3%)の源泉徴収税率は、平成20年までとなり、平成21年からは、20%(うち住民税5%)となる(ただし、大口株主以外については、平成22年まで10%とされる)

③ 配当所得の申告分離制度の新設
上場株式等の配当所得につき、20%(うち住民税5%)の申告分離課税が選択できるようになる

④ 配当所得の損益通算の新設
上場株式等の譲渡損失と申告分離課税を選択した配当所得と損益通算することが認められるようになる